

防衛庁訓令第15号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第19条の規定に基づき、統合幕僚会議事務局職員章に関する訓令を次のように定める

昭和29年9月25日

防衛庁長官 木村篤太郎

統合幕僚監部の職員章に関する訓令

改正 昭和40年1月29日庁訓第4号附則3
平成9年1月17日庁訓第1号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成20年3月28日省訓第22号

（目的）

第1条 この訓令は、統合幕僚監部の職員（以下「統幕職員」という。）の着用する統合幕僚監部職員章（以下「統幕職員章」という。）の制式・着用範囲及び着用方法について定めることを目的とする。

（統幕職員章の制式）

第2条 統幕職員章の制式は、別紙のとおりとする。

（統幕職員章の着用範囲）

第3条 統幕職員である自衛官は、その職務を識別するため統幕職員章を着用するものとする。

（着用法）

第4条 統幕職員章の着用区分及び着用要領は、自衛官服装規則（昭和32年防衛庁訓令第4号）の定めるところによる。

附 則

この訓令は、昭和29年8月30日から適用する。

附 則（昭和40年1月29日庁訓第4号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和40年1月29日から施行する。
- 2 航空自衛隊の幹部自衛官は、当分の間、常装冬服（第1種夏服）の着用品中「正帽、階級章」を「施行規則別表第4(1)ロに定める礼帽、礼装用階級章」に代えて第1種礼装服冬（夏）服とすることができる。

附 則（平成9年1月17日庁訓第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

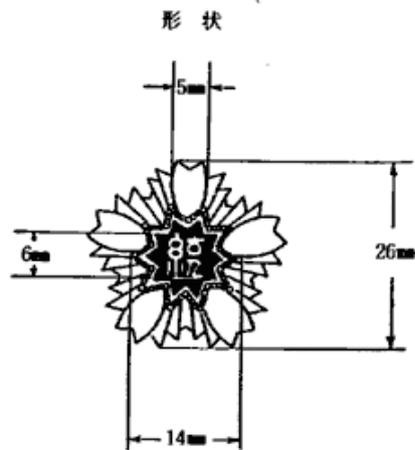
附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。（抄）

附 則（平成20年3月28日省訓第22号）

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

別紙



1 金属製の統合幕僚監部職員章の制式

- (1) 地金 銀
- (2) 桜花 白色七宝。銀色のふちをとる。
- (3) 旭光 銀色
- (4) 中央部
台地 黒いぶし
文字 金色
ふちの玉 金色

2 布製の統合幕僚監部職員章の制式

薄緑色の布製台地に黒色の糸で縁どりし、黒色の糸、薄茶色の糸、濃緑色の糸、淡緑色の糸及び薄緑色の糸の織り出し、又は刺しゅうにより統合幕僚監部の職員章を模したものとす。

- (1) 台地 薄緑色
- (2) 縁どり 黒色
- (3) 桜花 淡緑色
- (4) 旭光 濃緑色
- (5) 中央部
台地 黒色
文字 薄茶色
ふちの玉 薄緑色